

令和8年9月25日
茨城県農林水産部農地局農地整備課

令和8年10月1日以降における茨城県農林水産部農地局が発注する ICT 工事
試行要領の運用について

茨城県農林水産部農地局が発注する ICT 工事の試行要領に記載する農林水産省農村振興局整備部設計課「情報化施工技術の活用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の適用に当たっては、令和8年10月1日以降に起工する工事について、当面の間、令和8年4月版のガイドラインを適用する。

なお、令和8年9月30日以前に起工した工事の出来形管理については、受発注者協議により、令和8年4月版のガイドラインによることができるものとする。